

提案条例説明資料

**令和 3 年 12 月 23 日
浜田地区広域行政組合議会
臨時会議**

提案条例説明資料

担当課名称 介護保険課

1	議案番号	議案第 12 号
2	題名	浜田地区広域行政組合地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例
3	目的・理由	現在、介護保険制度における地域支援事業について、保険者である浜田地区広域行政組合が事業実施主体となっており、地域支援事業を包括的に実施するため地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を当該条例で定めています。 しかし、令和 4 年 4 月 1 日からは、以下の理由により浜田市及び江津市（以下「関係市」という。）が事業実施主体となることから、当該条例を廃止するものです。 (1) 浜田市において、令和 4 年 4 月 1 日から地域包括支援センターを外部委託する方針とされたが、現在の実施形態のままで外部委託した場合、再委託となるため、浜田市が事業実施主体となる必要が生じたため。 (2) 地域支援事業は、関係市それぞれの高齢者施策に深く関与していることから、関係市において主体的に実施することにより事業効果が発揮されるものについては、関係市が事業実施主体として取り組むことが有効であるため。
4	概要	浜田地区広域行政組合地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例は、廃止する。
5	施行期日等	令和 4 年 4 月 1 日から施行する。